

会 議 録

- 1 附属機関等の会議の名称
平成27年度第3回美里町介護保険運営委員会
及び美里町地域包括支援センター運営協議会
- 2 開催日時 平成27年10月8日（木）15時00分から15時55分まで
- 3 開催場所 健康福祉センターさるびあ館 2階研修室
- 4 会議に出席した者
 - (1) 委員
高橋文一委員長 岡山昭彦委員 小野洋美委員 清水五郎委員 西城敦子委員
古内世紀委員 戸部成子委員 黒沼篤司委員 木村明子委員 伊藤毅委員
 - (2) 事務局
青木正男 佐々木さとみ 野田浩司 相原浩子
 - (3) その他
なし
- 5 議題及び会議の公開・非公開の別
議題
 - (1) 平成26年度介護保険事業決算状況について
 - (2) 平成26年度地域包括支援センター運営報告について
 - (3) その他会議の公開・非公開の別
公開
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の人数
0人
- 8 会議資料
別紙のとおり
- 9 会議の概要
 - (1) 議題の審議結果又は今後の対応
平成26年度介護保険事業決算状況及び平成26年度地域包括支援センター運営報告については、事務局が報告した内容について承認を得た。
 - (2) 詳細な意見（発言者氏名及び発言内容の記録
別紙のとおり

会議の概要

青木課長	<p>ただいまより平成27年度第3回美里町介護保険運営委員会及び美里町地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。</p> <p>それでは、議事進行を委員長の高橋先生にお願いします。</p>
高橋委員長	<p>早速、次第に従いまして始めさせていただきます。</p> <p>会議録署名人及び会議書記の選出ということですが、任せていただいてよろしいですか。</p> <p>～はいの声～</p>
	<p>それでは任せていただくということで会議録署名人には戸部委員さん、清水委員さんのお二人にお願いします。</p> <p>会議書記には、健康福祉課の佐々木補佐さんにお願いします。</p> <p>早速ですが、議事の(1)に入りたいと思います。</p> <p>議事(1)平成26年度介護保険事業決算状況について説明願います。</p>
野田係長	～議事(1)平成26年度介護保険事業決算状況について説明～
高橋委員長	ただいまの説明で何か疑問がある方お願いします。
古内委員	<p>1ページの①人口推計のところ住所特例者というのはどういう意味でしょうかというのがまず1点、それから2ページの③給付額の中の審査支払手数料が平成25年度より平成26年度が減っています。介護認定を受ける人数が増えているのに、逆に手数料が減っているというのは、手数料の単価が減らされているということなのでしょうか。</p>
野田係長	<p>それではご説明申し上げます。</p> <p>まず、住所特例につきましても、例えば、他の市町村の方が美里町の老健等の介護施設に入所された場合、その方の介護にかかる給付費については、もともと住んでいた居住地の市町村が費用の負担をする制度になっております。これは、施設を多く抱える市町村の介護にかかる費用等がかなりの負担となることから、このような制度が設けられています。</p> <p>続きまして、2ページの審査支払手数料の件について申し上げます。</p> <p>こちらにつきましては、平成26年度において国保連の方で若干余剰金が出たために平成26年度の単価を調整したための減額となります。</p>
高橋委員長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>ほかにありませんか。</p> <p>～委員からはいの声～</p> <p>それでは次に入らせていただきます。</p> <p>(2)平成26年度地域包括支援センター運営報告について事務局説明をお願いいたします。</p>
相原技術主幹	～議事(2)平成26年度地域包括支援センター運営報告について説明～
高橋委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>疑問点、気づいた点ありましたでしょうか。</p>
古内委員	基本的なことでは恐縮ですが、資料2の1ページで二次予防事業の対

	象となる人というのはどういうレベルの人なのでしょうか。
相原技術主幹	二次予防事業につきましては、基本チェックリストという問診票のようなものがあるのですけれども、まずそれに回答いただきまして、その中で移動とか口腔とか、どこに丸がつくと事業の対象者になるという国で決めたものがありますので、それに該当した人が二次予防の事業に参加できるという仕組みになっております。例えば、機能でいいますと、過去1年以内で転ぶことがあるとか、立ち上がりの様子とか、階段を上る時に手すりを利用しないと登れないとか、そういうところで足腰に関して転倒などの不安があるような状態の方が対象者となります。口腔機能に関しましては、飲み込みがしづらいつとか、口が渇きやすいとかでひっかかってくる方について対象となっております。
古内委員	はい。わかりました。
高橋委員長	相原さん、次回にチェックリストを委員の皆様方に参考のために配るようよろしくお願いします。
西城委員	資料2の3ページの権利擁護事業のところでお聞きしたいのですけれども、高齢者虐待等に関する相談件数が5件とあるのは具体的にどの程度の虐待の相談なのでしょうか。
相原技術主幹	こちらの5件に関しましては、明らかに虐待があると考えられたのが2件、虐待ということで相談はいただいたのですけれども事実そのことが確認できなかったのが3件です。虐待と思われる2件についても、事実傷があるとか、実際その場面を確認できたわけではなく、ご本人とご親族からの聞き取りにより、家族内の虐待行為があるようだということがわかりましたので、その2件については施設入所などを勧めたというところです。残りの3件については、ご親族やご本人から虐待を受けているとは聞いたのですけれども、話の経過ですとか、いろいろ周りの状況を考えて時にご家族やご親族の勘違いであったり、家族げんかが本人にとっては虐待というとらえ方をしていたり、虐待とまでは確認できませんでした。
高橋委員長	具体的に話せる範囲と話せない範囲があるでしょうから、そのあたりを察していただきたいと思います。 よろしいでしょうか。
西城委員	はい。
高橋委員長	ほかにありませんか。
清水委員	予防事業ですけれども、去年と比較してみたら大分回数も多いし、参加人数なんかも多くなっています。通所型介護予防事業の運動教室なども25年度ですと延人数が92件、26年度が154件と大分多くなってきているのだなと感じました。27年度も取り組んでいますけれども、強化を進めていただきたいですね。 ひとつだけ教えていただきたいのですけれども通所型介護予防事業の業務委託先が建生(株)となっていますが、費用はどのくらいかかるものですか。実施期間が4ヶ月ですよね。
相原技術主幹	100万円前後です。仕様書の内容にもよりますので、これが高いのか安いのかというところは難しいところですが、こちらとしては20名を対象にこのような実施回数とスタッフをお願いしております、毎年

	100万円くらいとなっています。
高橋委員長	これは人数に関係なく、毎年100万円くらいなのですか。
相原技術主幹	いいえ。人数によって変わってきます。どこの事業所をお願いするかは入札を行っております。事業所によって、「参加者が何人以上ですとスタッフを何人用意しないと安全管理上事業を行うことができない」ということがそれぞれの事業所にありますので、こちらとしてもこれまでの参加人数等を考えながら仕様書を作りまして、お願いしています。
清水委員	これは、ある市町村の例なのですが、だいたい20名が対象なのですが、人数に関わりなくいくらと決めているのですね。ですから、参加者が10名ですと受け取った側は、どちらかという軽い業務になってしまうというやり方をしているところもありますので、参考にお聞きしました。 それと資料3の実施状況の表なのですが、年度の新しいものが左から右にきているのですが、だいたい資料は、古い順に左から右にいくのかなど。私が見た時にとまどったものですから、何か意味があつてこのように作ったのかなと思いましたが。
相原技術主幹	特に意味はありませんので、見やすいように次回から考えます。
高橋委員長	様式については、清水委員さんのご意見もありましたので、話し合ってみてください。それから、業務委託の件について入札ということでしたが、固定的に健生さんですね。
相原技術主幹	随意契約ではなくて、入札にかけたうえで健生さんが毎年業務を受託しています。
高橋委員長	わりとここに定着しているイメージがありましたが、入札ということですので企業努力をしているのだと思います。 ほかにありませんか。
伊藤委員	権利擁護事業で虐待だけが書いてありますけれども、今、認知症がかなり増えていますよね。財産管理ができないというような相談はないのですか。
相原技術主幹	財産管理ができないという相談もございます。財産管理ができない方には、どのような方法だったらできるのか一緒に相談させていただいております。
伊藤委員	成年後見制度を取り扱ったというのはいないのですか。
相原技術主幹	はい。そのような相談もありますが、実際に利用された方は今のところございません。自分達でしようと思うのだけれどもどのようにすればできますかという問い合わせ等があります。
伊藤委員	相談はあるのですね。
相原技術主幹	はい。
高橋委員長	よろしいですか。
伊藤委員	はい。
高橋委員長	ほかにありませんか。
小野委員	1ページの通所型介護予防事業、口腔についての機能向上事業、2ページの一次予防事業についてもですが、だいたい7月から10月の期間というように期間を限定されている理由と地域介護予防事業の対象地区を中塚などにされている理由を教えてください。

相原技術主幹	<p>期間を限定していますのは、利用者さんが参加しやすい時期を考えております。冬場になりますとなかなか出られないということもありますので、出てきやすい時期に行っております。本来であれば、通年を通していつでも参加できる形の事業を行えばいいとは思っているのですが、今の包括の職員でできる業務となってきましたと美里町としては、期間を決めて行うというやり方で行っております。期間については、国で示されたものをもとに3ヶ月とか回数を決めて行っております。</p> <p>また、地域介護予防事業の対象地区につきましては、地域の中でのいろいろなボランティア活動ですとか地域の方を集めて活動している地区などについて検討させていただきまして、中埴行政区と福ヶ袋行政区にお願いしております。</p>
高橋委員長	ほかによろしいですか。
各委員	はい。
高橋委員長	そのほかに何かあればお願いします。
古内委員	<p>資料1の8ページ、9ページにまたがって近隣市町との比較が載っているのですが、よその町の認定と比べた場合に、よその町の状況がわからないとお答えにくいとは思いますが、どのように理解したらよいのか教えてください。例えば、加美町や色麻町は、要介護度が重い方が多いし、サービスの利用状況もやっぱりそれに比例しているようです。そういう町は美里町に比べて、やっぱりそういう方が多いと素直に受け止めていいのか、あるいは認定があまいという用語弊があるのかもしれませんが、あるいは施設がある程度収容できる施設が多いというようないろいろな要素がからんでいるのでしょうか。</p>
野田係長	<p>まず、認定の違いについて申し上げます。</p> <p>認定につきましては、全国共通の認定調査の項目において認定ソフトを使いまして同じような状況で第一次判定を行っております。そのうえで認定審査委員の方で審査判定をさせていただいている状況でございます。</p> <p>認定調査の状況につきましても、県並びに管内で調査員の定期的な研修を全国共通したテキストで行っております。</p> <p>また、認定審査委員につきましても管内の委員を対象にしまして、定期的に研修を行っております。共通したテキストを使っておりますので、実質的には同じような形で認定されているのではないかと考えられます。</p> <p>また、色麻町、加美町の方に要介護度が高い方が多いという特徴について推察されることは、色麻町、加美町では施設の利用状況も多いため、施設の充足がかなり進んでおりますことから、初めは家族で介護をし、施設に入られる際に認定を受けている状況ではないかと考えられます。</p> <p>美里町の状況について申し上げますと、早い段階から介護サービスを受けることを推進しており、重度化を防ぐことにおいて、そのような普及活動が功を制していると思われまいます。また、美里町には居宅介護事業所が比較的多い状況ですので、ケアマネージャー等が介護認定を受けるとこのようなサービスを受けられるというようなアドバイスをす</p>

	ることや要支援の低い段階から介護ケアをすることが要介護度の悪化の防止につながりますので、このような取り組みにつきましてはこのまま継続して推進していきたいと思っております。
高橋委員長	<p>地域性もありますし、距離等もありますし、全ての要素がからんできますので、そのあたりはなかなか難しいところだと思います。先ほど事務局も言っていましたけれども、美里町に限らず涌谷町あたりもそうですが、早めに認定を受けておく、予防線を張るところがあるので要支援1、2が多かったりするんですね。よその地域は、たぶん重症にならないとなかなか認定を受けないというようなこともあったりいろいろな特徴がありますので、一概に統計数値でこれはこうだということではないと思います。事務局が言うように町も努力していると思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。</p> <p>ほかはよろしいですか。</p> <p>(3) その他に関して事務局ありますか。</p>
野田係長	別紙「グループホーム入所状況、小規模多機能型居宅介護等入所状況」を報告
高橋委員長	地域包括で今後の予定があればお願いします。
相原技術主幹	<p>11月に町内の介護関係者の方、医療関係者の方を交えたところで在宅医療と介護の連携の会を開くことになりました。国の方からもそういったあたりを推進しながら地域包括ケアの体制づくりを進めることが示されておりまして、町としましても取り組んでいくということで会を持つことにしております。その場で、ざっくりばらんに町の課題となっているような医療、介護について出していただきながら、どのようにしていけば解決できるかですとか、解決できないものはどうしていくのかあたりを検討することとしております。</p> <p>今後、この会で出されたことについては運営委員会の中でお示しながら進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。</p>
高橋委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>国の方針でいろいろやらざるを得ないことが山積みになっていると思っておりますので、町も頑張って、我々委員会で協力できることがあれば協力していきたいと思っております。今後、国のガイドラインで総合事業をどんどんやっていかなければならない、在宅にシフトを移していますので、その辺を踏まえて医療とタイアップしていかないとうちにもなくなってきた状況がありますので、よろしく願いいたします。</p> <p>ほかによろしいでしょうか。</p> <p>課長、最後をお願いします。</p>
青木課長	介護保険制度は3年に1度見直しがありまして、そのたびの皆様にご審議いただいております。美里町では、介護の前段階で予防線を張ってできるだけ重症化するのを防いでいく形で進めていく考えでございますので、これからもよろしく願いいたします。
高橋委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これをもちまして閉会としたいと思います。</p>

青木課長	本日は長時間のご審議ありがとうございました。以上をもちまして、平成27年度第3回美里町介護保険運営委員会及び美里町地域包括支援センター運営協議会の一切を終了させていただきます。ありがとうございました。
------	--

上記会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成 年 月 日

委員 _____

委員 _____